

第2章 危険物規制審査基準

第1節 定義等

第1 危険物の判定

- 1 法別表第1の備考において品目指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とは、日本産業規格K2201「工業ガソリン」（4号（ミネラルスピリット）及び5号（クリーニングソルベント）を除く。）及び同K2202「自動車ガソリン」、同K2203「灯油」、同K2204「軽油」並びに同K2205「重油」に適合するものをいうものであり、これらの物品のうち、液体（重油にあっては、1気圧、摂氏20度において液状であるもの）であり、かつ、引火性を示す（引火点を有する）ものをいう。
- 2 第2類の危険物のうち、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉については、試験のいかんにかかわらず、第2類の危険物とする。ただし、鉄粉については粒度等を勘案する必要がある。
- 3 第3類の危険物のうち、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんについては、試験のいかんにかかわらず、第3類の危険物とする。
- 4 次の物品のうち、危険物令第1条第2項の「塩素化けい素化合物」に該当するものは、(1)のトリクロロシランのみで、(2)及び(3)は該当しない。
なお、(2)及び(3)は、法別表第1の品名欄の第3類の項第7号に掲げる「有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）」に該当する。

(1) トリクロロシラン	SiHCl ₃
(2) トリメチルクロロシラン	Si(CH ₃) ₃ Cl
(3) エチルトリクロロシラン	Si(C ₂ H ₅)Cl ₃
- 5 危険物令第1条の5第6項中「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」の規定は、可燃性の成分の含有率は問わない。
- 6 常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し替えることができる程度の流动性を有する物品は、液状であると判断して差し支えない。
- 7 引火点が摂氏100度以上の物品の水溶液の引火点をクリープランド開放式引火点測

定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合、当該水溶液は引火点がないものと解する。

- 8 危険物令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体の定義の中で「均一な外観」とは、純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、純水と物品が2つの層に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認できるものであり、数時間で2つの層に分離するような物品は該当しないものである。
- 9 界面活性剤を含有する物品を、1気圧、温度摂氏20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が懸濁液（コロイド溶液）となる場合は、当該物品が危険物令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当するものである。
- 10 水と混合すると、加水分解して溶解し、更に放置すると縮合しゲル化して沈殿する物品のように、水と反応する物品は、危険物令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当しないものである。
- 11 危険物規則第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し「アルコール類」から除外される物品は、「石油類」に属さない。
- 12 危険物規則第1条の3第4項、第5項及び第6項の可燃性液体量については、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はない。
- 13 動植物油を電気ヒーター、スチーム等により保温して貯蔵保管している場合、保温している温度が摂氏40度未満の場合は、危険物規則第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当するものとし、危険物規則第20条第1項第2号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油も、危険物規則第1条の3第7項第1号に規定する「加圧しないで貯蔵保管されているもの」に該当する。
- 14 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、消防機関にその義務はなく、危険物の性状確認は、従来と同様に資料提出により確認するものである。
- 15 文献値が、危険物令及び危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年2月17日自省令第1号）に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、文献値をもって確認試験の結果とすることができます。

16 発電所、変電所等の取扱い（昭和40年9月10日自消丙予発第148号）

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属設備で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（以下「変圧器等」という。）については、危険物関係法令の規制の対象としないことができる。

ただし、使用していない変圧器等に油類を内蔵している場合は、危険物関係法令の規制の対象とする。

また、危険物関係法令の規制の対象としていない変圧器等について、指定数量以上の油類の入れ替え等を行う場合は、仮取扱いとする。

17 除菌用ウェットティッシュなどの第4類アルコール類が染み込んだ紙であって通常の状態（常温、常圧）において第4類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第4類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物として取り扱って差し支えない。（平成22年12月28日消防危第297号）

18 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブに係る貯蔵等については「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成31年4月19日消防危第81号）によることとする。

第2 危険物製造所等の定義

危険物製造所等の定義は、次によるものとする。

1 製造所とは、危険物又は非危険物の原料を使用して、蒸留、精留、分留、吸収、抽出、分解、反応、中和、熟成等の化学変化又は混合、かくはん、分離、調合、添加、溶解、希釀等物理変化を行い、その結果、危険物が製造される施設をいう。

このほか、次によるものとする。

(1) 製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造可能な場合があるが、次のアからエの要件を満たす場合は、当該物品の製造を認められる。

（平成24年8月28日消防危第199号）

ア 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。

イ 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。

ウ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。

エ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

(2) 製造所における危険物の充填等 (平成24年8月28日消防危第199号)

製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充填（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして扱う。

(3) 製造所において危険物の製造から容器への詰替えまでの工程を、一連の危険物の製造工程として捉え、製造所内での容器の詰替えを認めて差し支えない。(令和2年3月16日消防危第67号)

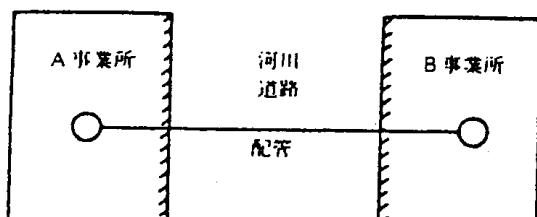
2 貯蔵所とは、危険物をタンクの内部で貯蔵する施設、若しくは容器等に収納されている危険物を屋内又は屋外で貯蔵する施設をいい、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所に区分される。この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。また、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、指定数量未満に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとする。

3 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱う施設であって、取扱形態により、給油取扱所、販売取扱所、移选取扱所又は一般取扱所に区分される。

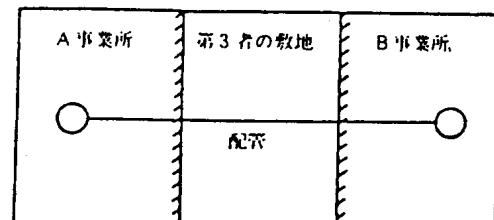
(1) 移选取扱所に該当するもの

配管が2以上の敷地又は事業所にわたり、かつ、その間に河川、道路等の公有地又は第三者の敷地（以下「河川等」という。）があるもの。ただし、(2)イ(ウ)を除く。

例1



例2



例 3

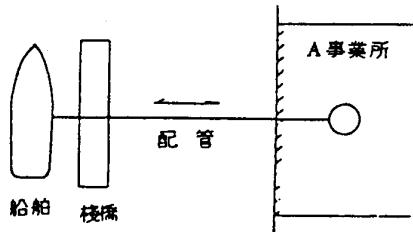


図 2-1-2-1 移送取扱所の例

(2) 移送取扱所に該当しないもの

ア 石油パイプライン事業法（昭和47年6月26日法律第105号）の適用を受けるもの

イ 危険物令第3条第3号に定める移送取扱所から除かれる「当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するもの」とは、次によること。

(ア) 配管の全てが同一敷地内にとどまるもの

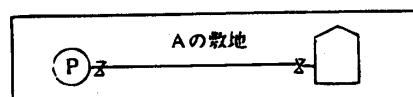


図 2-1-2-2 (ア)の例

(イ) 配管が2以上の敷地にわたる場合でも、その間に河川等がないもの。

例 1

例 2

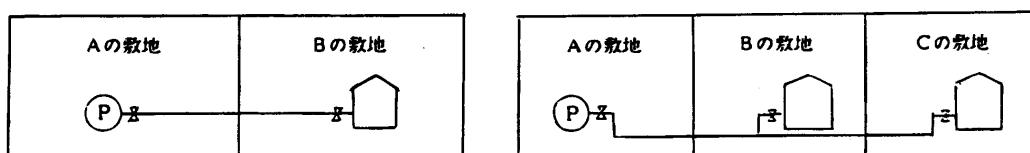


図 2-1-2-3 (イ)の例

(ウ) その他（昭和49年4月25日消防予第63号）

a 危険物の払出し施設から受入れ施設までの間の配管が、一の道路又は第三者（危険物の払出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次のいずれかである場合。

(a) 道路にあっては、配管が横断するものであること。

(b) 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さが100メートル

以下のものであること。

- b 危険物の拡出し施設又は受入れ施設が桟橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第1石油類を移送する配管の内径が300ミリメートル以上のものを除く。）の長さが原則として30メートル以下のもの
- c a及びbの要件が重複するもの

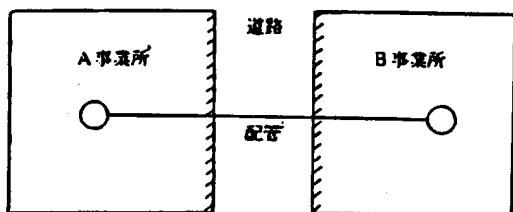


図 2-1-2-4 (a) の例

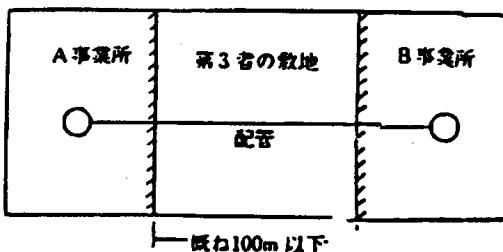


図 2-1-2-5 (b) の例

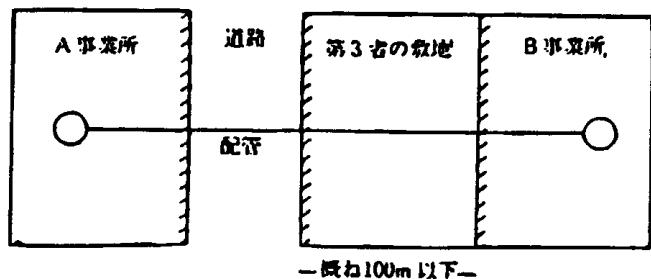


図 2-1-2-6 (a) 及び(b) の要件が重複する例

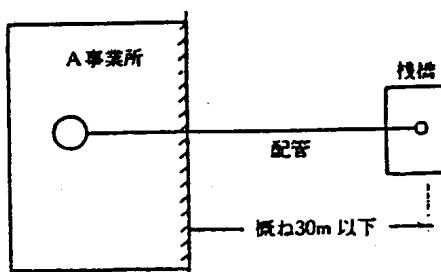
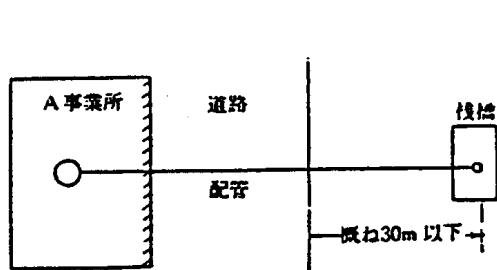
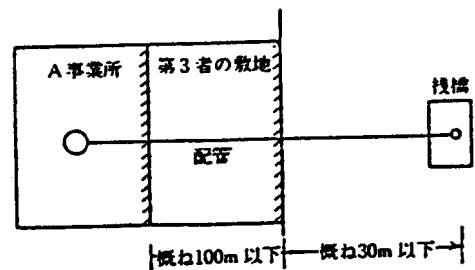


図 2-1-2-7 (b) の例

例 1



例 2



例 3

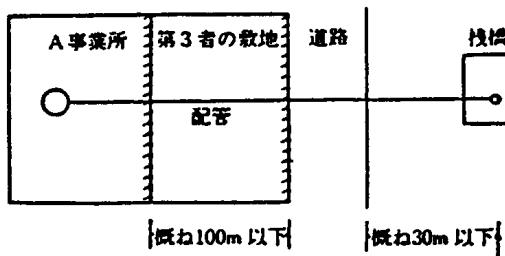


図 2-1-2-8 (ウ)cの例

(3) 一般取扱所とは、給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所に該当しないものであつて、危険物令第19条第2項により、類型化されるもののほか、次のような施設をいう。

- ア 栈橋等の一般取扱所とは、危険物の入出荷を行う栈橋、岸壁等の施設のうち、移送取扱所以外の施設をいう。
- イ 油分離装置の一般取扱所とは、油を含んだ廃液等から油を分解する施設をいう。
- ウ ガスホルダーの一般取扱所とは、危険物をシール剤として用いるガスタンクをいう。
- エ 動植物油タンクに附属する注入設備等の一般取扱所とは、指定可燃物となる動植物油類タンクに注入する施設又は当該タンクから送油する施設をいう。
- オ 非危険物を製造する一般取扱所とは、危険物を原料として、非危険物を製造する施設をいう。
- カ 屋外における仮置きの一般取扱所とは、製油所、油槽所等でドラム缶充填作業等から出荷までの過程で、屋外において危険物を容器入りのまま仮置きの状態で取り扱う施設をいう。ただし、貯蔵を目的とするものを除く。
- キ ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所とは、第2類硫黄及び第3類ナトリウムがユニットとして内蔵され、両者のイオン移動により充放電を行うもので、一定の安全性能を有する施設をいう。

第3 危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法

危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次のとおりとする。

1 製造所

製造所の最大取扱数量の算定は、危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日における原料と製品の危険物の指定数量の倍数を比較し、大なるものの取扱数量をもって当該製造所の最大取扱数量とする。

なお、当該危険物製造所において、当該原料及び製品以外に危険物を取り扱う設備等がある場合には、当該製造所の最大取扱数量に、これらの危険物を取り扱う設備等の取扱数量を合算して、最大取扱数量とする。

例： 製造設備において、原油10,000リットル及びノルマルブタン1,000キログラムを原料としてガソリン2,000リットル、灯油3,000リットル及び重油4,000リットルを製造し、かつ、当該製造所内に作動油1,200リットルを取り扱うその他の設備がある場合は、原料の倍数が製品の倍数より大きくなるので最大取扱数量及び倍数については、原料とその他の合計となり最大数量11,200リットル、倍数50.2倍となる。

表2-1-3-1 製造所の最大取扱数量の例

		類・品名	取扱数量	指定数量の倍数	
製造設備	原料	原油 (第1石油類)	10,000L	50倍	
		ノルマルブタン (非危険物)	1,000kg	—	
	製品	ガソリン (第1石油類)	2,000L	10倍	
		灯油 (第2石油類)	3,000L	3倍	
		重油 (第3石油類)	4,000L	2倍	
		小計	9,000L	15倍	
その他		作動油 (第4石油類)	1,200L	0.2倍	

類・品名：第1石油類、第2石油類、第3石油類、第4石油類

最大取扱数量：原料(10,000L) + その他(1,200L) = 11,200L

指定数量の倍数：原料(50倍) + その他(0.2倍) = 50.2倍

2 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の最大貯蔵数量の算定は、当該貯蔵所において実際に貯蔵する危険物の最大量とする。

3 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所

危険物規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危険物規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定する。

4 給油取扱所

- (1) 給油取扱所における最大取扱数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクごとに、危険物規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危険物規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により最大取扱数量を算定し、その容量の合計により算定する。
- (2) 前記以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、耐火構造（開口部を設ける場合は常時閉鎖状態を保持し、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する（以下「常時閉鎖式」という。）特定防火設備を設置する。）の床若しくは壁で区画された屋内の部分ごと又は屋外において、それぞれ指定数量未満である場合に限り認められるものであり、この場合にあっては、指定数量の算定から除外して差し支えない。

5 販売取扱所

販売取扱所における最大取扱数量の算定は、実際に保有する危険物の最大量とすること。

6 移送取扱所

- (1) 危険物の入出荷を行う桟橋においては、1日における船舶の係船能力及び船舶又は出荷ポンプの能力により、最大取扱数量を算出する。
- (2) 事業所間の危険物の移送を行う移送取扱所は、配管の条数及びポンプ能力並びに配管の使用形態により、最大取扱数量を算定する。

7 一般取扱所

- (1) 危険物の出荷、充填、詰替え等の一般取扱所は、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態に即した最大取扱数量を算定すること。
- (2) 危険物を消費する一般取扱所は、1日における危険物の消費量とサービスタンクの容量を比較して、大なる数量を最大取扱数量とすることを基本とする。また、次のア及びイに掲げる施設の「1日における危険物の消費量」については、次のア及びイにより算定する。
 - ア 危険物を消費する一般取扱所のうち、非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設にあっては、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量と

する。

イ 危険物を消費する一般取扱所のうち、ボイラー、バーナー等を使用する時間が一定でないもの（例：冬場気温の低いときのみに使用するボイラー等）は、当該施設の稼動時間、使用実態等の状況から実態に即した数量とする。

- (3) 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所は、当該装置等の瞬間最大停滞量をもって最大取扱数量とする。
- (4) 危険物を原料として、非危険物を製造する一般取扱所は、製造所の例により算定する。
- (5) 貯蔵量10,000リットル以上の動植物油類の屋外貯蔵タンクに附属する注入口及びこれに接続する配管、弁等（以下「受入れ配管等」という。）並びに払出口及びこれに接続する配管、弁等（以下「払出し配管等」という。）の一般取扱所は、次のとおりとする。
 - ア 受入れ配管等の一般取扱所は、接続している屋外貯蔵タンクの容量を取扱数量とする。
 - イ 払出し配管等の一般取扱所は、接続している屋外貯蔵タンクの容量又は払出しポンプの能力により取扱量を算定する。

第4 製造所等の範囲及び申請区分

製造所等の範囲及び申請区分は次のとおりとする。

なお、製造所等の許可範囲は、原則として棟ごと又は一の施設等を単位とし、かつ、その場所において一体性を有すると認められる附帯設備及び保有空地を含め、一の製造所等として規制する。

1 製造所・一般取扱所

- (1) 製造所及び一般取扱所は、附属する20号タンク（危険物令第9条第1項第20号に規定する「危険物を取り扱うタンク」をいう。以下同じ。）、配管その他の機器等（以下「附属設備等」という。）を含めて範囲とする。
- (2) 受入れ配管等の一般取扱所及び払出し配管等の一般取扱所については、それぞれ別の一般取扱所とする。
- (3) 製造所及び一般取扱所は、棟ごと（建築物の一部に製造所又は一般取扱所があるものについては、当該区分ごと。）又は一工程のプラントごとの申請とする。
また、一の建築物内に複数の一般取扱所を設ける場合、申請は、それぞれ別的一般取扱所とする。

2 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所の範囲及び申請区分は、一の屋内貯蔵所ごととする。

なお、一の建築物内に、複数の屋内貯蔵所を設ける場合、申請は、それぞれ別の屋内貯蔵所とする。

3 屋外タンク貯蔵所

(1) 次に掲げる附属設備等が他の屋外タンク貯蔵所と共有する場合、屋外タンク貯蔵所の範囲は、次により決められた1基の屋外タンク貯蔵所（以下「代表タンク」という。）の附属設備等とする。

ア 防油堤は、当該防油堤内にある最大容量タンク（最大容量タンクが2以上ある時は、その中の引火点の低いタンク）を代表タンクとする。

イ 注入口及びポンプ設備の代表タンクは、次の順位による。

（ア）容量が大きいタンク

（イ）引火点が低い危険物を収納するタンク

（ウ）距離が近いタンク

ウ 水幕設備の代表タンクは、加圧送水装置のポンプの全揚程が最大となる屋外タンク貯蔵所

エ 消火設備の代表タンクは、総液量が最大となる屋外タンク貯蔵所

オ 配管は、当該配管が関わる任意のタンクとすること。

(2) 屋外タンク貯蔵所は、屋外タンク貯蔵所1基ごとの申請とする。

(3) (1)について変更する場合の申請は、次のとおりとする。

ア 防油堤の容量及び構造が変わった場合は、代表タンク

イ 配管が防油堤を貫通する場合等で、防油堤の容量が変わった場合は、代表タンク及び当該配管が附属するタンク

ウ 配管が防油堤を貫通する場合等で、防油堤の容量が変わらない場合は、当該配管が附属するタンク

4 屋内タンク貯蔵所

(1) 屋内タンク貯蔵所の範囲及び申請区分は、タンク専用室ごととする。

なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とする。

(2) 附属設備等が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、3(1)の例による。

5 地下タンク貯蔵所

地下タンク貯蔵所の範囲及び申請区分は、原則1基ごととする。

(1) 同一の場所で地下貯蔵タンクをタンク室、基礎又はふたを同一として設ける場合は、2基以上の地下貯蔵タンクを一の地下タンク貯蔵所とすることができます。

- (2) 附属設備等が他の地下タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、
3 (1)の例によること。

6 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所の範囲及び申請区分は、原則として簡易タンク貯蔵所 1 基ごととする。ただし、簡易タンク貯蔵所を隣接して 3 基まで設置する場合、簡易タンク貯蔵所の範囲は、一の簡易タンク貯蔵所とすることができます。

7 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所の範囲及び申請区分は、1 車両ごととする。ただし、積載式移動タンク貯蔵所の申請にあっては、積み替えるための移動貯蔵タンク（以下「交換タンク」という。）を含め一括申請とする。

8 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所は、貯蔵場所、附属工作物及び保有空地を規制の範囲とする。
屋外貯蔵所の申請区分は、一の屋外貯蔵所ごととする。

9 給油取扱所

- (1) 給油取扱所の範囲は、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等及び簡易貯蔵タンクを含むものとする。
- (2) 給油取扱所の申請区分は、一の給油取扱所ごととする。
- (3) 車両用給油取扱所と船舶用給油取扱所を兼用する場合等には、一の給油取扱所として申請することができる。

10 販売取扱所

販売取扱所の範囲及び申請区分は、一の販売取扱所ごととする。

11 移送取扱所

- (1) 移送取扱所の範囲は、配管、ポンプ及びこれらに附属する設備とし、具体的には次のとおりとする。

ただし、危険物の払出し施設又は受入れ施設が桟橋に設けられるもの及び河川等を横断するものについては、払出側又は受入側事業所の敷地に入ってからの第一バルブ、法兰ジ等までとすることができる。

ア 払出側（ウを除く。）

払出ポンプ吸入側直近の弁を起点として算定する。当該ポンプにて移送取扱所以外の施設にも送油する場合は、分岐後の第 1 バルブ、法兰ジ等までを移送取

扱所の配管として扱う。

イ 受入側（エを除く。）

受入側事業所の敷地に入ってからの第1バルブ、法兰ジ等までを終点とする。

ウ 船舶から陸上へ送油する場合

ローディングアーム又は注入口を起点とし、岸壁直近のバルブ、法兰ジ等までを終点として算定する。

エ 陸上から船舶に送油する場合

派出側の起点を(1)により算定し、ローディングアーム又はホース接続口等までを終点とする。

オ 配管が2以上あり、かつ、河川等に一団となって配管が敷設される場は、一の移送取扱所とみなす。

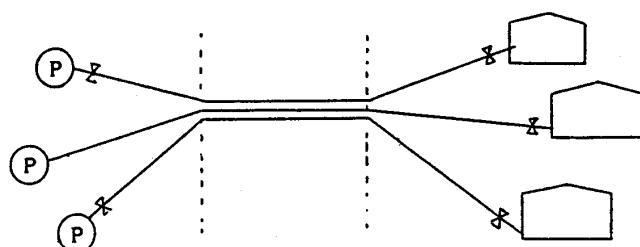


図2-1-4-1 オの例

(2) 移送取扱所の申請の方法については、次のとおりとする。

ア 申請者

移送取扱所は、配管が2以上の敷地又は事業所にわたる場合でも一の移送取扱所として規制するため、申請者は原則として移送する側の関係者とすること。

イ 配管の長さの算定

(ア) 配管が1本の移送取扱所の場合は、(1)アからエによりその長さを算定すること。

(イ) 配管が2本以上の移送取扱所の場合は、配管の長さの合計ではなく、起点から終点までの当該配管の延長のうち最大のものを算定すること。

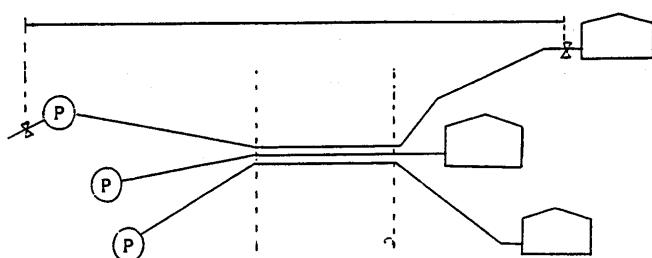


図2-1-4-2 イ(イ)の例

第5 危険物製造所等の相互における配管の区分

2以上の製造所等の相互間又は製造所等と他の施設（少量危険物施設等）との間の配管の附属範囲は、原則として次のとおりとする。

製造所・一般取扱所		
製造所・一般取扱所	指定数量の倍数の大きい施設	貯蔵所
貯蔵所	製造所、一般取扱所の保有空地外は貯蔵所	容量の大きい貯蔵所、引火点の低い貯蔵所

※ 移送取扱所の配管区分は、第4-11により算定する。

1 製造所相互間、一般取扱所相互間、製造所と一般取扱所間の配管

(1) 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所（以下第5において「A施設」という。）の附属配管の範囲は、原則としてA施設から指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所（以下第5において「B施設」という。）の保有空地境界直近のバルブ、法兰ジ等までとする。（図2-1-5-1）

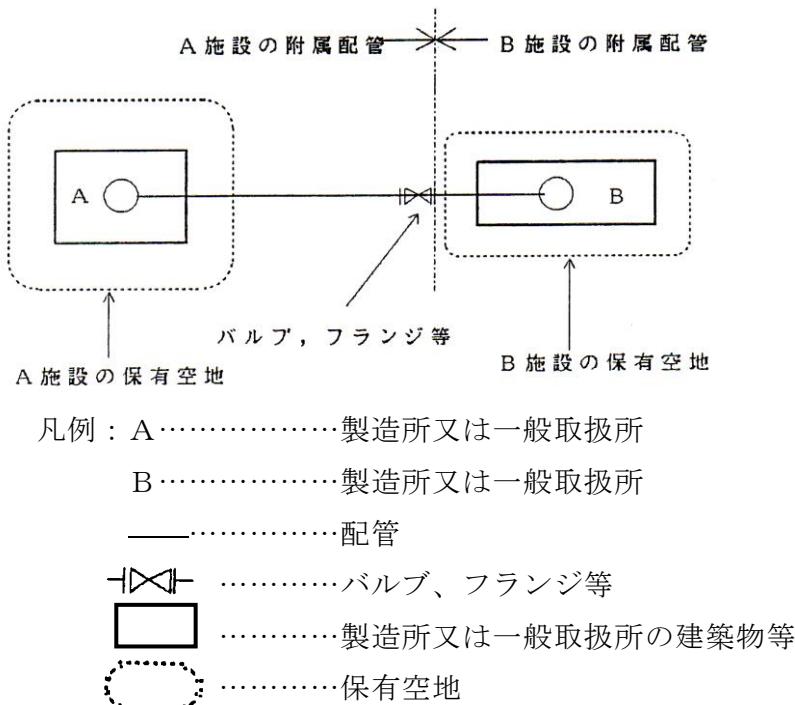


図2-1-5-1 B施設の保有空地境界直近にバルブ、法兰ジ等を設置する場合

(2) 地下埋設配管等によりB施設の保有空地境界直近にバルブ、法兰ジ等で明確に区分できるものがない場合は、A施設からB施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。（図2-1-5-2）

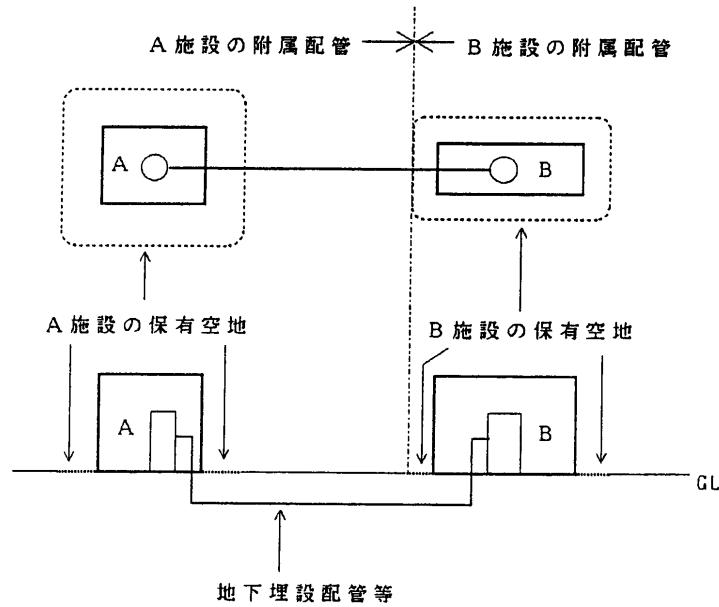


図 2-1-5-2 B施設の保有空地境界直近にバルブ、法兰ジ等がない場合

- (3) 保有空地が重複している場合は、A施設からA施設保有空地境界の直近のバルブ、法兰ジ等までをA施設の附属配管とする。(図 2-1-5-3)

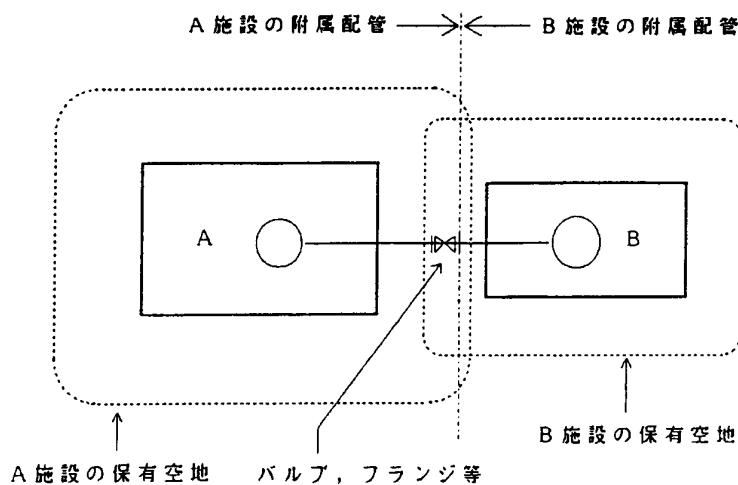


図 2-1-5-3 A施設の保有空地境界直近にバルブ、法兰ジ等を設置する場合

- (4) 保有空地が重複している場合で、A施設保有空地境界の直近にバルブ、法兰ジ等がない場合は、A施設からA施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。(図 2-1-5-4)

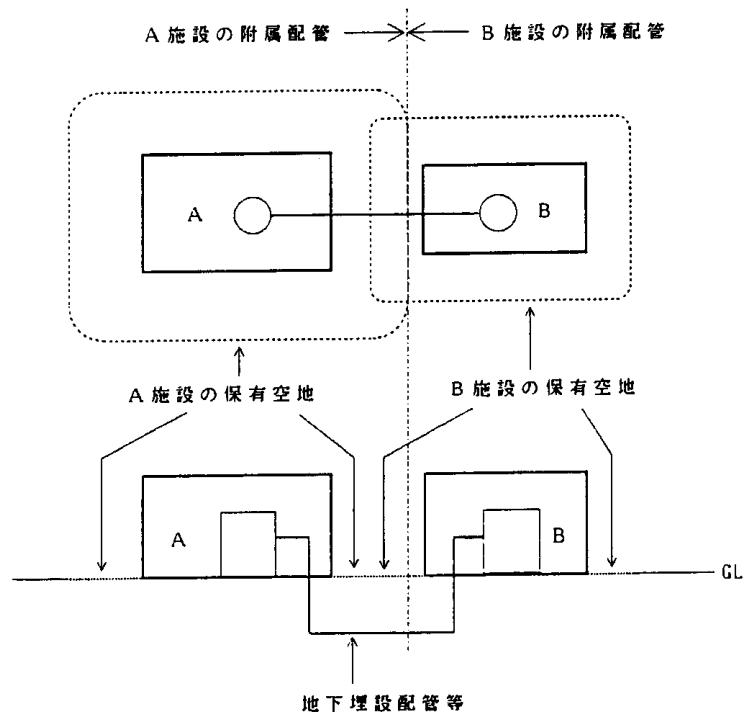


図 2-1-5-4 A施設の保有空地境界直近にバルブ、法兰等がない場合

(5) 建築物の一部に設置される製造所又は一般取扱所にあっては、A施設からB施設の壁までをA施設の附属配管とする。(図 2-1-5-5、2-1-5-6)

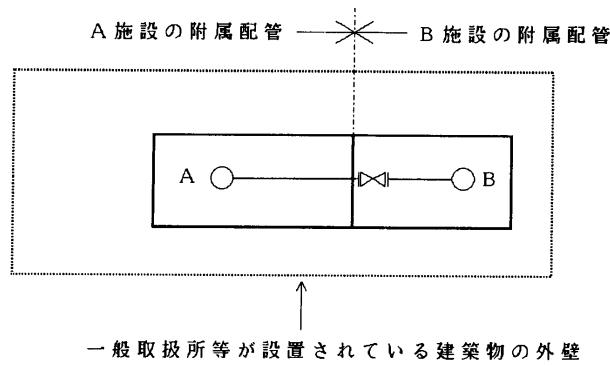


図 2-1-5-5 A施設とB施設が隣接している場合

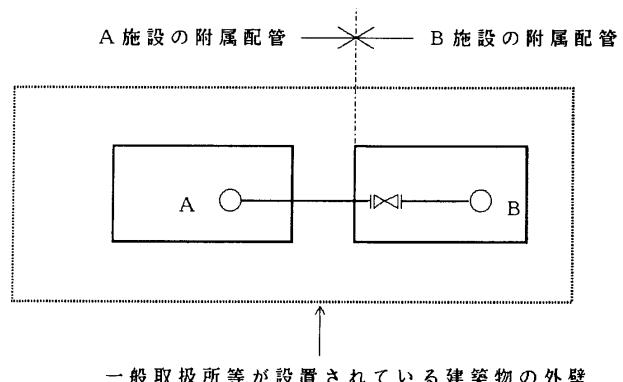


図 2-1-5-6 A施設とB施設が隣接していない場合

2 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の配管

- (1) 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の附属配管の範囲は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。
(図 2-1-5-7)

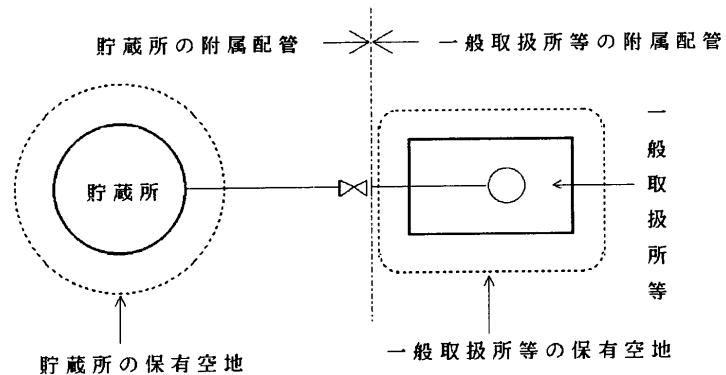


図 2-1-5-7 製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近に
バルブ、フランジ等がある場合

- (2) 地下埋設配管等により保有空地境界直近にバルブ、フランジ等で明確に区分できる
ものがない場合は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界までを貯蔵
所の附属配管とする。(図 2-1-5-8)

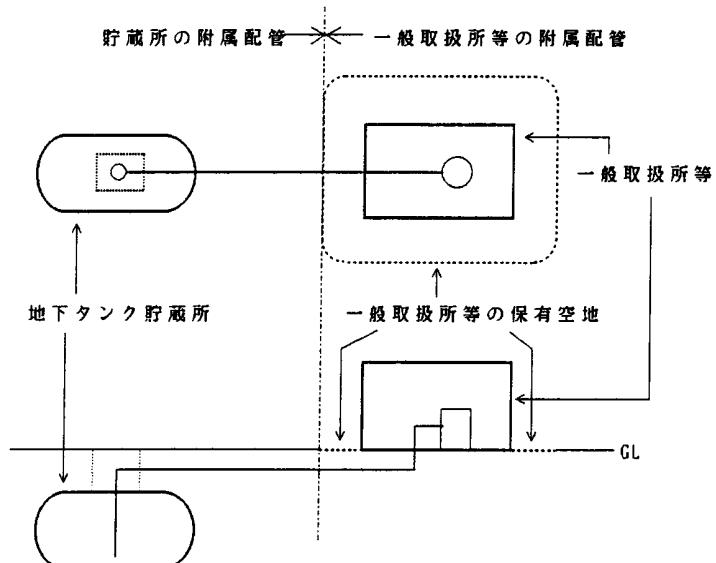


図 2-1-5-8 製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近に
バルブ、フランジ等がない場合

- (3) 保有空地が重複している場合は、貯蔵所から貯蔵所保有空地境界直近のバルブ、
フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。(図 2-1-5-9)

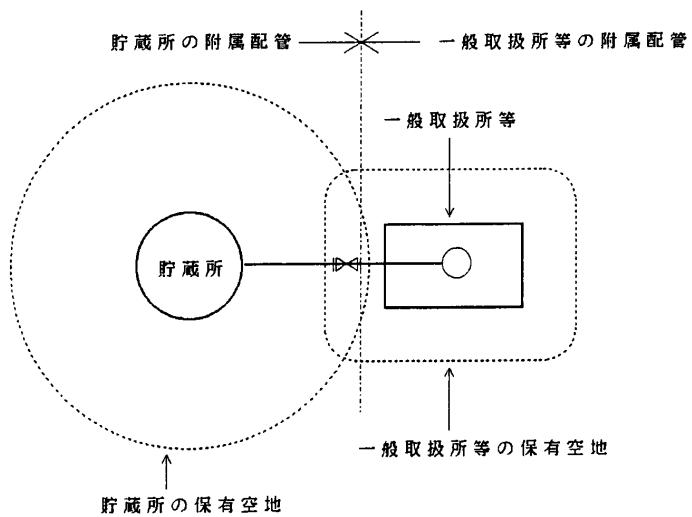
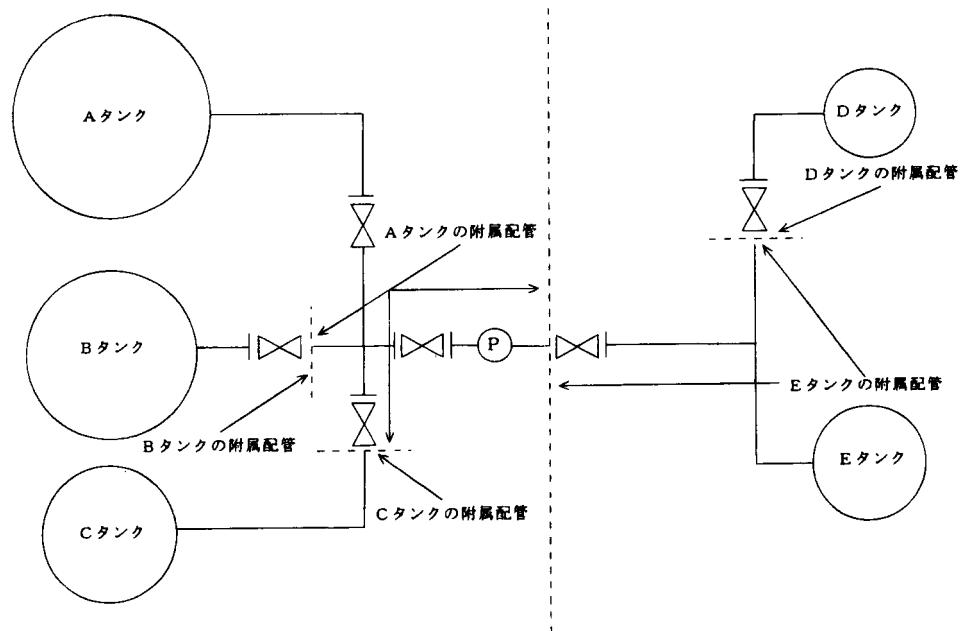


図 2－1－5－9 一般取扱所等と貯蔵所の保有空地が重複している場合

3 貯蔵所間の配管

貯蔵所間の配管は、原則として、当該配管が接続されている貯蔵所の容量の大きい貯蔵所の附属配管とする。

なお、同容量の貯蔵所間の配管は、当該配管で移送する危険物の引火点の低い危険物を貯蔵する貯蔵所の附属配管とすることを原則とする。(図 2－1－5－10)



* 1 : 各タンクの容量は、次のとおりとする。

Aタンク > Bタンク > Cタンク > Eタンク = Dタンク

* 2 : 貯蔵する危険物の引火点は、次のとおりとする。

Cタンク < Eタンク < Dタンク < Bタンク < Aタンク

図 2－1－5－10 貯蔵所間の配管区分